税法実務コース 「法人税 修正申告」 学習スケジュール

回 数	学	習 テ ー マ	内 容
第 1 回	テーマ 1	修正申告の概要	修正申告とはどのようなものかに
			ついて、その概要を学習します。また、
			修正申告の他、更正の請求や更正につ
			いても説明します。
	テーマ 2	修正申告の実務上の取扱い	修正申告をする場合の実務上の取
			扱いを学習します。修正申告で作成す
			る別表、消費税や地方税との関係、翌
			事業年度の申告書作成時の留意点な
			ど、多くの留意すべき事項がありま
			す。
第2回	テーマ3	修正申告書の作成	修正申告書の作成方法を、社外流出
			項目の場合と留保項目の場合に分け
			て学習します。また、当初提出した確
			定申告書と修正申告書の記載例を比
			較しながら記載のポイントを解説し
			ます。
	テーマ 4	修正申告書の作成(ケースス タディ)	修正申告書の作成のうち、特に別表
			4と別表5(1)の記載について、ケース
			スタディによって学習します。
第3回	テーマ 5	翌事業年度の取扱い	修正申告書を提出した場合、その翌
			事業年度の申告書を作成する際に留
			意すべき事項などを学習します。受入
			経理の有無に対応した申告書の記載
			についても解説します。
	テーマ6	過年度遡及会計基準を適用す る場合	会計上で過年度遡及会計基準の適
			用をする場合の修正申告との関係に
			ついて学習します。

- ※ 講義内容については変更になる場合があります。予めご了承ください。
- ■本テキストの内容及び関係法令書類につきましては、平成29年4月1日確定法令 等に基づき作成しております。

税法実務コース 「法人税 修正申告」

CONTENTS

テーマ1 修正申告の概要	2
■修正申告の概要を把握する	
テーマ2 修正申告の実務上の取扱い	10
■修正申告の実務上の取扱いを把握する	
テーマ3 修正申告書の作成	20
- ■修正申告書の作成方法を把握する	
テーマ4 修正申告書の作成(ケーススタディ)	60
■修正申告書の別表 4 と別表5(1)の様々なケースを把握する	
テーマ5 翌事業年度の取扱い	78
テーマ6 過年度遡及会計基準を適用する場合	96
■過年度遡及会計基準を適用する場合の申告実務を把握する	

1

修正申告の概要

修正申告の概要を把握する

■1 法人税の確定申告

法人税では、法人が自ら申告書を作成して所得金額や納付税額を算出する申告納税方式が採られています。法人は、各事業年度終了の日の翌日から2カ月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならないとされています。

- ① 当該事業年度の課税標準である所得の金額又は欠損金額
- ② ①に掲げる所得の金額につき計算した法人税の額
- ③ 「所得税額等の控除」の規定による控除をされるべき金額で②に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかったものがある場合には、その控除しきれなかった金額
- ④ その内国法人が当該事業年度につき中間申告書を提出した法人である場合には、②の法人税の 額から当該申告書に係る中間納付額を控除した金額
- ⑤ ④に規定する中間納付額で④の計算上控除しきれなかったものがある場合には、その控除しきれなかった金額
- ⑥ 上記の金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

法人税では、法人の確定した決算に基づいて、確定申告書を作成することとされています。定時株 主総会において株主から承認を受けた決算を「確定した決算」といい、この確定した決算を基にして 確定申告書を作成して提出します。

実務上、決算が確定してから申告書を作成するわけではなく、予め確定申告書を作成しておき、株主の承認を受けたことを確認してから税務署に申告書を提出します。確定申告書の提出は、定時株主総会後となる点には留意が必要です。

■2 申告内容に誤りがあった場合

(1) 決算書の修正は不可

既に提出した確定申告書の申告内容に、後日、誤りがあることが判明することがあります。その場合、誤りの内容として、①決算書に誤りがある場合と②申告書自体に誤りがある場合が考えられます。

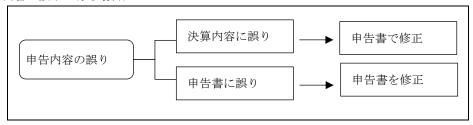
① 決算内容に誤りがある場合

例えば、決算書において売上高の計上もれがあることが判明した場合には、既に確定している決算書の内容を修正することはできません。したがって、決算書は修正せずに、申告書において必要な修正を行います。具体的には、別表 4 で加算調整を行うことによって修正します。つまり、決算書は修正せずに税務申告書のみが修正されることになります。

② 申告書自体に誤りがある場合

例えば、寄附金の損金不算入額の計算が間違っていた場合や、寄附金の損金不算入額の加算調整 そのものを失念したなどが考えられます。この場合には、正しい申告書再作成して提出することに よって修正することができます。

(申告内容に誤りがある場合)



法人税の申告書内容に誤りがあった場合には、税務署長による手続きとして「更正」が、納税者自らが行う手続きとして「修正申告」と「更正の請求」があります。